

## 香川県パブリック・コメント手続実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県が計画等を立案する過程において、県民に対して当該立案の内容その他必要な事項を公表し、これらについて提出された県民の意見等を考慮して計画等の決定を行う手続に関し必要な事項を定めることにより、県民の多様な意見等を県政に反映させる機会を確保するとともに、県の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民との協働による県政の推進に資することを目的とする。

### (計画等の案の公表)

第2条 実施機関（知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、県民に対し、当該各号に掲げるものの案（条例の案にあつては、その骨子に限る。以下「計画等の案」という。）及びその関係資料を公表し、当該計画等の案についての意見又は情報（以下「意見等」という。）の提出を求めるものとする。ただし、次の各号に定める計画及び条例（以下「計画等」という。）の決定に迅速性又は緊急性を要する場合、計画等の変更の内容が軽微である場合その他計画等の案を公表し意見等の提出を求めることが、前条の目的に照らし明らかに合理性を欠くと認められる場合は、この限りでない。

- 一 県政運営の基本的な方針又は県政のそれぞれの分野における基本的な方針を定める計画で、香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年3月26日条例第39号）第2条に掲げる「基本計画」の策定又は変更をする場合 当該計画
- 二 県政運営の基本的な方針又は県政のそれぞれの分野における基本的な方針を定める条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。以下同じ。）の制定又は改廃をする場合 当該条例
- 三 県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃をする場合 当該条例
- 四 広く県民の利用に供される会館その他これに類する施設の建設又は利用に関し基本

的な方針を定める計画の策定又は変更をする場合 当該計画

2 前項本文の関係資料は、次に掲げるものとする。

- 一 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景を記載した資料
- 二 計画等の案の概要を記載した資料
- 三 その他計画等の案に関し参考となる資料

(公表の方法等)

第3条 前条第1項の規定による公表は、計画等の案及び関係資料を、実施機関が開設するホームページに掲載するとともに、実施機関が適当と認める場所において縦覧に供することにより行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定によるほか、計画等の案及び関係資料について、報道機関に対する発表、印刷物の配布その他実施機関が適当と認める方法により、県民に対する周知を図るように努めなければならない。

(意見等の提出方法等)

第4条 実施機関は、意見等の提出期間(計画等の案の公表の日以後原則として1月以上の期間で実施機関が定めるものとする。以下同じ。)及び提出方法を計画等の案を公表する時に明示するものとする。

2 前項の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が適当と認める方法とする。

3 実施機関は、第2条第1項の規定により意見等の提出を求めるときは、意見等を提出する者の氏名及び住所並びに法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(以下「氏名等」という。)を明示させるものとする。

4 実施機関は、第2条第1項の規定による意見等の提出の求めに応じ意見等を提出したものの氏名等の全部又は一部を公表するとき、計画等の案を公表する時にその旨を明示するものとする。

(公聴会の開催等)

第5条 実施機関は、前条の規定によるほか、公聴会を開催して、計画等の案についての意見等の提出を求めることができる。この場合においては、当該計画等の案を公表する時に次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 公聴会の開催の日時及び場所
- 二 公聴会において意見等を提出することができる者の範囲

三 公聴会において書面による意見等の提出の申出があったときは、これを受け付ける旨

四 その他公聴会の開催に関し必要な事項

(意見等の処理)

第6条 実施機関は、前2条に規定する方法により提出された意見等を考慮して、計画等の決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の決定を行ったときは、当該意見等、当該意見等に対する実施機関の考え方及び計画等の案を修正したときにあつては当該修正の内容を公表するものとする。ただし、当該意見等に香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）第7条の非公開情報が含まれている場合は、当該意見等の全部又は一部を公表しないものとする。

3 第3条の規定は、前項本文の規定による公表について準用する。

(裁量的実施)

第7条 実施機関は、第2条第1項の規定による公表の対象とならない計画、要綱等の決定をする場合(同項ただし書に該当する場合を除く。)においても、当該計画、要綱等の決定に関し、第2条から前条に定める手続に準ずる手続を実施するよう努めるものとする。

(一覧表の公表)

第8条 知事は、この要綱に定める手続に係る案件の一覧表を作成し、及び知事が開設するホームページに掲載することにより公表するものとする。

2 前項の一覧表には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 案件名及び公表日
- 二 意見等の提出期間
- 三 関係資料の入手方法及び問い合わせ先

(補則)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある計画等については、この要綱の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。